

## 教育委員会会議録

開会の日時	令和3年8月20日 午後7時00分
閉会の日時	平成3年8月20日 午後7時28分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長職務代理者 鍋島 健二 教育委員 中村 孝史・永井 正高・中西 康裕
会議録に署名する委員氏名	中村 孝史・永井 正高
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 鈴木 光代 学校教育部長 籠谷 芳行 教育総務課長 前村 忍 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 山鹿 富生 社会教育課長 山口 真司 スポーツ課長 沖塚 孝久 教育研究所長 西村 朱美 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 中川 靖美 学校教育課副参事 西尾 正美 学校教育課副参事 上永 真弓 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 岡村 基司
会議に付した事件	議案第46号 伊勢市立幼稚園条例の一部改正について 議案第47号 伊勢市教育集会所条例等の一部改正について 議案第48号 奨学生の決定について 議案第49号 就学等に関する規則等の一部改正について 議案第50号 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について 議案第51号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の辞任に伴う補欠委員の委嘱について
会議の要旨	別添のとおり

## 教育長職務代理者

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中村委員、永井委員を指名

会議に付する案件

議案第 46 号 伊勢市立幼稚園条例の一部改正について

議案第 47 号 伊勢市教育集会所条例等の一部改正について

議案第 48 号 奨学生の決定について

議案第 49 号 就学等に関する規則等の一部改正について

議案第 50 号 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について

議案第 51 号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の辞任に伴う補欠委員の委嘱について

議案第 46 号及び議案第 47 号は本日の審議後、9 月市議会定例会へ提出することになるため、議案第 48 号は個人情報に関することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長職務代理者から提案され承認。

## 教育長職務代理者

私からは会議、議事の運営に係る報告事項はございません。その他の事務局の運営に係る報告がありましたら学校教育部長お願いします。

## 学校教育部長

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校とも 17 日程度の夏季休業となりましたが、今年度は例年通り 40 日程度の夏季休業となっております。

このコロナ禍ではありますが子どもたちは夏休みに入り、自然体験など普段できないような体験を楽しんでいるようです。しかし、水難事故等の情報も教育委員会には入ってきており、すべての学校を通してすべての保護者に水難事故防止等、子どもたちが夏休みを安全に過ごせるよう周知をしたところです。

中学校では 8 月初旬に東海大会が行われ、生徒たちの活躍が見られました。また、8 月 17 日から 1 週間程度関東地方で全国大会が開催されており、陸上競技で 24 名、バドミントンで 14 名、ソフトテニスで 2 名、合計 40 名の生徒が新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら参加しております。

三重県では 8 月 20 日から 9 月 12 日までの期間、まん延防止等重点措置が全県に出されました。伊勢市内でもお盆のころから徐々に小中学生の感染者が増えてきております。幸いにも夏休み中ですので学校の教育活動には大きな影響をありませんが、今後感染が広がる可能性があります最大限の注意喚起を各学校に行っているところです。伊勢市ではこれらの状況を踏まえ、感染予防を徹底するため、8 月 19 日から 8 月 31 日まで中学校の部活動を原則中止することとしました。

残り 10 日程度の夏季休業が残っていますが、新型コロナウイルス感染予防や

水難事故防止等、子どもたちが安全に過ごせるよう、各学校と協力していきます。

以上、報告とさせていただきます。

#### **教育長職務代理者**

それでは議事に入ります。議案第 46 号「伊勢市立幼稚園条例の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(議案第 46 号から議案第 48 号まで原案どおり承認)

#### **教育長職務代理者**

つづきまして、議案第 49 号「就学等に関する規則等の一部改正について」および議案第 50 号「伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について」を議題といたします。なお、これらの議案は同内容の改正になりますので、一括して審議いたします。

事務部長から提案説明を行います。

#### **事務部長**

12 ページおよび 27 ページをご覧ください。

議案第 49 号及び議案第 50 号につきましては、押印を求める規則および訓令を見直し、押印を廃止するほか、それに伴う所要の整備を行うため改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### **教育総務課長**

議案第 49 号「就学等に関する規則等の一部改正について」および議案第 50 号「伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について」の 2 議案についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、国において新型コロナウイルス感染症の拡大防止及びデジタル時代を見据えた制度の見直しの一環として、押印、書面主義、対面主義の見直しが進められており、地方公共団体においても対応が求められています。このことを受けてこの度、教育委員会規則等に定められている押印を求めている手続きについて見直しを行い、その結果、不要とした押印について廃止をするため規則及び訓令を改正するものでございます。

施行日については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において押印廃止の一括改正がなされる令和 3 年 9 月 1 日といたします。

それでは、個々の議案の説明をさせていただきます。

12 ページ議案第 49 号「就学等に関する規則等の一部改正」につきましては、押印の廃止により所要の整備が必要となる 6 つの規則について、一括して改正を行うものでございます。

16 ページを御覧ください。改正を必要とする 6 つの規則名称とそれぞれの改正箇所について一覧にさせていただきました。

改正の主な内容でございますが、各規則の押印を求めているものについて、見直しの結果、不要なものについては様式等において押印を求めている箇所の削除を行うものでございます。

なお、参考といたしまして 17 ページ以降に改正を必要とする各種様式について、改正箇所を明記したものをつけさせていただいております。

次に、27 ページ議案第 50 号「伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について」でございます。

この訓令につきましても、押印の廃止により改正を行うものでございます。

参考といたしまして 29 ページ以降に新旧対照表及び改正を必要とする様式について、改正箇所を明記したものをつけさせていただいておりますのでご高覧ください。

以上、議案第 49 号「就学等に関する規則等の一部改正について」および議案第 50 号「伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願いいたします。

#### **教育長職務代理人**

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

#### **A 委員**

学校水泳プール管理・運営規則で印の削除とともに、2 通提出の注意事項が削除されていますが、押印と関連がありますか。

#### **教育総務課長**

実際は 1 通の提出でよいことから、印の削除と合わせて改正させていただくものになります。

#### **教育長職務代理人**

ほかに、ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第 49 号「就学等に関する規則等の一部改正について」および議案第 50 号「伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

異議なしとのことをございます。よって、議案第 49 号「就学等に関する規則等の一部改正について」および議案第 50 号「伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

#### **教育長職務代理人**

つづきまして、議案第 51 号「伊勢市いじめ問題対策委員会委員の辞任に伴う補欠委員の委嘱について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

#### **事務部長**

31 ページをご覧ください。

これは、伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例第 12 条の規定に基づき、委員の辞任に伴う新たな補欠委員を委嘱しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### **学校教育課副参事**

議案第 51 号「伊勢市いじめ問題対策委員会委員の辞任に伴う補欠委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

これは、伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例第 12 条の規定に基づき、委員の辞任に伴う新たな補欠委員を委嘱しようとするものであります。

これまで 4 名の委員の方々の中で、法律の専門家として委員を務めていただいていた北岡雅之弁護士の辞任に伴い、三重弁護士会の推薦により白山雄一郎弁護士を新たに委員として就任いただくものでございます。

委員の任期は 2 年間でございますが、今回は前任者の残任期間となりますので令和 4 年 3 月 24 日までとなります。

以上、議案第 51 号「伊勢市いじめ問題対策委員会委員の辞任に伴う補欠委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願います。

#### **教育長職務代理人**

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

#### **教育長職務代理人**

ほかに、ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第 51 号「伊勢市いじめ問題対策委員会委員の辞任に伴う補欠委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

異議なしとのことをございます。よって、議案第 51 号「伊勢市いじめ問題対策委員会委員の辞任に伴う補欠委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

**教育長職務代理者**

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。  
委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

**教育長職務代理者**

特にないようですので、これもちまして教育委員会を閉会いたします。